



彩の国
埼玉県



埼玉県熊谷家畜保健衛生所

住所 熊谷市円光1-8-30

電話 048-521-1274/FAX048-526-1063

(夜間・休日等は緊急携帯電話に転送)

E-mail k211274@pref.saitama.lg.jp

家畜衛生だより

令和8年1月発行 No.7-16

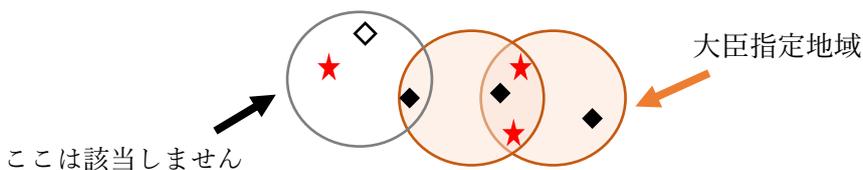
埼玉県内の大臣指定地域（家きん）をお知らせします！

- ✓令和7年9月29日、家畜伝染病予防法施行規則が改正され、**家きんの飼養衛生管理基準に「大臣指定地域」が規定されました。**
- ✓高病原性鳥インフルエンザが過去に複数発生している地域など家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられる地域を農水水産大臣が指定するもので、**令和7年12月25日に埼玉県を含めて全国の該当市町村が公表されました。**
- ✓大臣指定地域内の農場については、既に個別にお知らせをしておりますが、取組内容を確認いただき、対策の検討や準備をお願いします。

「大臣指定地域」の考え方

①同一制限区域内で複数発生があった地域 [再発地域]

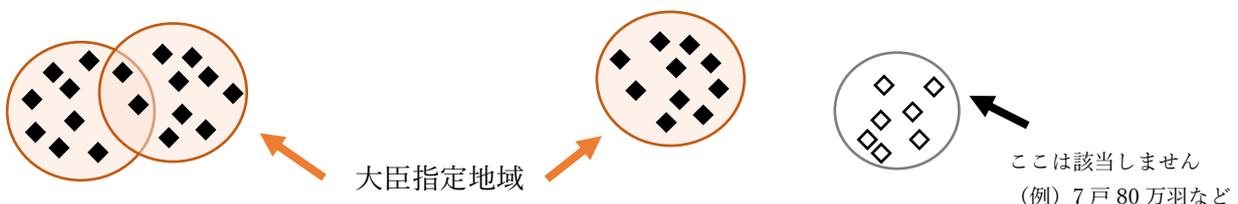
- 発生農場から概ね10km圏内に別の発生農場がある地域
- 発生農場は、過去5年間における発生があった農場とする
- 指定する範囲は、それぞれの発生農場から概ね10kmを基本として、農場の所在や分布を考慮して設定



★	R2シーズン以降の発生農場
◆	対象農場
◇	対象外農場

②農場が密集している地域 [密集地域]

- 半径3km圏内に10戸以上の家きん飼養農場があり、かつ飼養羽数が100万羽以上の地域
- 上記地域の外に所在する家きん飼養農場も必要に応じて含める



(県内の大臣指定地域については裏面へ)

